



事業者のみなさまへ

改正省エネ法が
平成18年4月1日から
施行されます!

国土交通省
総合政策局環境・海洋課

エネルギーの使用の合理化に関する法律改正 (運輸分野) の概要

改正のポイント

一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者(いわゆる輸送事業者だけでなく、自家物流を行っている者も含む)に省エネ計画の作成、エネルギー使用量等の定期報告等の義務づけ

貨物輸送に係る年間の発注量が一定規模以上である荷主にもモーダルシフト、営自転換の促進等の観点から省エネ計画の作成、エネルギー使用量等の定期報告等の義務づけ

企業に自家用自動車対策として公共交通機関の利用推進等の努力義務

輸送事業者の判断基準

- 省エネ目標
 - 省エネ措置
 - ・低燃費車等の導入
 - ・エコドライブの推進
 - ・貨物積載効率の向上
 - ・空輸送の縮減
- 貨物、旅客別、
輸送機関別に
作成

荷主の判断基準

- 省エネ目標
 - 省エネ措置
 - ・モーダルシフト、営自転換
 - ・共同発注等への取組
- 等

一定規模以上の輸送能力
を有する輸送事業者

一定規模以上の貨物輸送を
発注する荷主

国土交通大臣

主務大臣

省エネ計画の作成・提出

省エネ計画の作成・提出

エネルギー使用量(原単位)
省エネ措置の取組状況
等の定期報告

エネルギー使用量(原単位)
省エネ措置の取組状況
等の定期報告

※ 省エネの取組が著しく遅れている場合、勧告、命令、罰則

企業に公共交通機関の利用推進等の努力義務

特定輸送事業者の範囲について

次表に掲げる基準以上の輸送能力を有する者（輸送機関毎）を特定輸送事業者とすることを予定しております。該当する輸送事業者は、省エネ計画の策定やエネルギー使用量等の定期報告等が義務付けられることになります。

輸送機関	基 準	貨 物	旅 客	
	車両数	300両	300両	
	台 数	200台	バ ス	200台
			タクシー	350台
	総船腹量	2万総トン	2万総トン	
	総最大離陸重量	9000トン		

※なお、本法で規定される輸送事業者には、貨物自動車運送事業法といった個別の事業に基づく許認可を受けた貨物輸送事業者、旅客輸送事業者だけでなく、自家物流を行っている者も含まれます。

●上記の基準以上の輸送能力に該当するか否かの判断については、

- ・毎年度末に確認していただくことになります。貨物自動車運送事業法といった個別の事業法において届出をしているものであれば、休車をしていても含めることになります。
- ・保有、リース、チャーターの形態を問わず輸送に使用しているものについては全て対象となります。事業に使用している場合には、事業登録しているはずですでの、そちらをご確認ください。
- ・なお、会社・子会社の資本形態は問わず、組織が別であれば、それぞれが規制対象となります。
- ・例えば、トラック事業者であれば貨物自動車運送事業法に基づく事業計画に掲載されている車両（自動車リースであれば1年以上の契約期間を有するもの）を、自家物流事業者であれば、保有・リース（自動車リースであれば1年以上の契約期間を有するもの）で使用している車両をカウントしてください。傭車の使用権限は傭車元が持つことから、傭車先の輸送能力にはカウントせず、傭車元の輸送能力にカウントします。
- ・燃料の種類に限らずそれらを原油換算した事業全体のエネルギーの使用の合理化を進めたいと考へております。

エネルギーの使用の合理化に関する輸送事業者の判断基準(案)の概要

● 次の事項を規定することを予定しております。

- (1) 輸送事業者ごとにエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標とする。
- (2) 輸送事業者が省エネへの取組みを示す方針を策定することや省エネへの取組みの推進体制を整備すること。
- (3) 輸送事業者が取り組むべき事項として主に次のものを記載する。

取り組むべき事項	
共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・荷主、他の輸送事業者との連携強化
	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型車両の導入 ・冷暖房効率の向上 ・大型コンテナが搭載可能な貨車の導入 ・列車本数の設定等を通じた輸送需要に的確に対応した輸送能力の確保 ・回送列車を最小限にするような車両運用
	<ul style="list-style-type: none"> ・低燃費車両等の導入 ・運転者教育、デジタル式運行記録計の活用等によるエコドライブの推進 ・共同輸配送の実施等による積載率向上、帰り荷の確保 ・回送運行距離を最小限にするような車両運用 ・高度GPS - AVMシステムの導入等による空車走行の縮減
	<ul style="list-style-type: none"> ・低燃費船舶の導入 ・経済速力航行の実施等の省エネ運航の実施 ・貨物積載区域の増大 ・共同輸配送の実施等による積載率向上 ・回航時の距離を最小限にするような船舶運航
	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用効率に優れた航空機の導入 ・飛行方法等を改善した運航の実施 ・地上運用におけるエネルギー使用の合理化 ・輸送量に応じた輸送機材の最適化 ・回送運航（フェリーフライト）距離を縮減するような機材繋り

参考：エネルギー消費原単位を算出するための式

- ・貨物輸送（航空輸送を除く。）： (エネルギー使用量) ÷ (輸送トンキロ)
- ・旅客輸送（航空輸送を除く。）： (エネルギー使用量) ÷ (輸送キロ(車両・船舶走行キロ))
- ・航空輸送 : (エネルギー使用量) ÷ (利用可能トンキロ)

荷主に係る措置

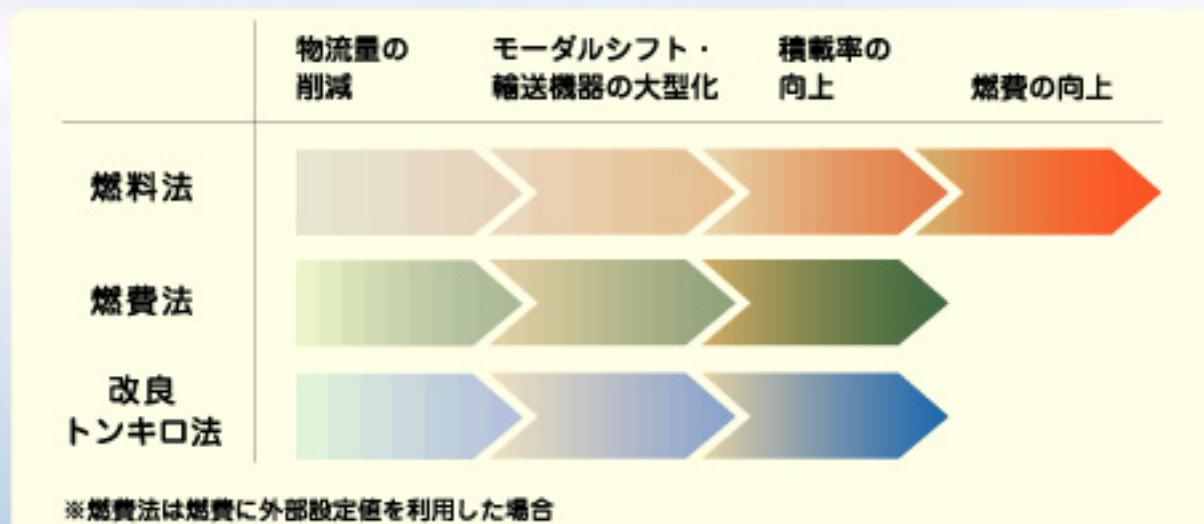
「荷主」とは、自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者とされています。今回の省エネ法改正により、全業種を対象として、自らの事業活動に伴って貨物輸送を委託している量（自ら輸送している量も含む。）が3000万トンキロ以上の者が特定荷主として指定され、モーダルシフト、営自転換の促進等の観点から省エネ計画の作成、エネルギー消費量等の定期報告等が義務付けられる見込みです。

なお、荷主に係る措置に関しては、特定貨物輸送事業者以外の中小の貨物輸送事業者であっても、荷主との関係で事実上協力を求められる場面があり得ます。

荷主のエネルギー消費量算定に当たって留意すべき事項

エネルギー消費量の算定にあたっては、本来燃料使用量から求めるのが最も正確ですが、荷主は輸送機関を直接運用する主体ではなく、燃料使用量データの把握が困難であるため、燃料使用量から算定するいわゆる燃料法のみに依存することはできません。

このような特殊性を踏まえ、改正省エネ法においては、算定におけるデータ把握等の難しさに配慮しつつ荷主の取組として積載率向上が重要であるとの認識から、精度を確保し、削減効果の反映が可能となるよう、燃料法、燃費法及び改良トンキロ法を採用することとします。ただし、改良トンキロ法の利用にあたっては、積載率の把握が困難な場合の見なし積載率を設定します。



なお、算定方法の選択にあたっては、荷主、輸送事業者双方の作業負荷等について十分配慮し、荷主や輸送事業者によるデータ提供が可能（現実的に採択可能）な方法を採用することが必要であり、一方の当事者のみの意向に基づくものとならないよう、双方が十分な意思疎通を図ることが必要です。

今後のスケジュール

- 平成18年4月1日 改正省エネ法施行
4月～ 輸送事業者からの平成17年度末の輸送能力に係る届出
特定輸送事業者の指定
- 平成19年4月～ 荷主からの平成18年度の輸送量に係る届出
特定荷主の指定
省エネ計画、定期報告の提出（特定輸送事業者）
省エネ計画、定期報告の提出（特定荷主）

連絡先

北海道運輸局 交通環境部 環境・安全防災課 〒060-0042 札幌市中央区大通西10 札幌第2合同庁舎	Tel. 011-290-2724
東北運輸局 交通環境部 環境・安全防災課 〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	Tel. 022-791-7509
関東運輸局 交通環境部 環境・安全課 〒231-8433 横浜市中区北仲通5の57 横浜第2合同庁舎	Tel. 045-211-7267
北陸信越運輸局 企画部 環境・安全防災課 〒950-8537 新潟市万代2の2の1	Tel. 025-244-6116
中部運輸局 交通環境部 環境・安全課 〒460-8528 名古屋市中区三の丸2の2の1 名古屋第1号館	Tel. 052-952-8045
近畿運輸局 交通環境部 環境・安全課 〒540-8558 大阪市中央区大手前4の1の76 大阪第4号館	Tel. 06-6949-6466
神戸運輸監理部 企画部 企画課 〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	Tel. 078-321-3473
中国運輸局 交通環境部 環境・安全防災課 〒730-8544 広島市中区上八丁堀6番30号 広島第4号館	Tel. 082-228-3495
四国運輸局 交通環境部 環境・安全防災課 〒760-0064 高松市朝日新町1の30 高松港湾合同庁舎	Tel. 087-825-1173
九州運輸局 交通環境部 環境・安全課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2の10の7 福岡第2合同庁舎	Tel. 092-472-2330
沖縄総合事務局 運輸部 企画室 〒900-8530 那覇市前島2の21の7	Tel. 098-866-0064
国土交通省 総合政策局 環境・海洋課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3	Tel. 03-5253-8264

なお、国土交通省のHP (<http://www.mlit.go.jp/>)においても関連情報を随時掲載する予定です。



國 土 交 通 省

アクセルをそっと踏んで、「ふんわりアクセル『eスタート』」。地球に優しい運転を。